

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 8 日（火）第606号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

○土地収用法による事業の認定

（監理課取扱い） 1

告

示

鹿児島県告示第325号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により，次のとおり事業の認定をした。

令和 7 年 4 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 起業者の名称

鹿児島市

2 事業の種類

鹿児島市学校給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

鹿児島市石谷町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

鹿児島市学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は，法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎，工場，研究所，試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって，本件事業は，法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は，鹿児島市議会の議決を経て予算財源措置を講じていることから，起業者である鹿児島市は，本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって，本件事業は，法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

平成8年に学校給食を原因とした食中毒を契機に学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）が施行され，学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理，調理の過程における衛生管理等の基準が示された。

現在，鹿児島市の学校給食は，自校方式により61校2園，センター方式により55校2園，計116校4園で約48,000人の児童生徒等に学校給食を提供しているところであるが，全ての学校給食施設が衛生管理基準の制定前に整備されており，本来順守すべき衛生管理基準に多くの点で適合していない。

また，多くの学校給食施設は，経年劣化に伴う修繕が繰り返され，毎年多額の費用を

要していることから、学校給食の提供を継続していく上で運営に支障が生じることが十分に想定される状況にある。

さらに、松元、中央及び谷山学校給食センターの管内においては、調理可能な食数に対して超過した児童生徒等に係る給食を提供している飽和状態にあるため、処理能力又は提供食数の調整を行うことが必要である。

これらの状況を改善するため、鹿児島市教育委員会では、鹿児島市新学校給食センター整備基本計画を策定し、老朽化した自校方式校及び飽和化している学校給食センターの一部受配校を取り込み、集約化した学校給食センターを新たな土地に建設することが決定された。

本件事業の施行により、衛生管理基準に基づく徹底した衛生管理の下で給食提供が可能となるほか、学校給食施設の老朽化や松元、中央及び谷山学校給食センターの飽和化の課題が改善され、安全・安心な給食提供の継続が可能となる。

また、老朽化による修繕費が削減されるため、行財政の効率化が図られ、効果的で持続可能な行政運営が期待できるなど、公共の利益に資するところが大きい。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者が、起業地及びその周辺の土地を対象に調査を行った結果、本件事業が及ぼす環境及び保全すべき動植物への影響の程度は軽微であると判断される。

なお、起業者は、本件事業の施行に当たり、隣接地との十分な距離の確保や排水、臭気、騒音及び振動対策等、周辺の生活環境保全に十分配慮するとともに周辺生態系への影響が想定される場合は現状を変更することなく、遅滞なく関係機関と協議を行い、適切な措置を講じることとしている。

また、本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条の規定に基づき指定された周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のため特別な措置を講ずべき文化財等は確認されていないが、起業者は、本件事業の施行に伴い、埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法第96条の規定により現状を変更することなく、鹿児島市教育委員会と協議を行い適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業計画は、衛生管理基準に適合した施設を建設するものであり、既存の給食施設では敷地面積が不足しており、また、給食を提供しながら大規模改修や同敷地内に建替えることは困難なため、新たな土地に学校給食センターを建設するものである。

起業地の選定に当たっては、1 万食程度の提供食数を調理する施設規模に応じた敷地規模が確保できること、施設規模に対して電気、水道等のインフラが整備されていること、受配校において 2 時間喫食が可能となる配送ができることなどの条件に適合する 3 つの候補地を選定し、さらにその中から社会的、技術的及び経済的な面を総合的に比較検討し、最も優れた案を選定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、鹿児島市の学校給食施設は、本来順守すべき衛生管理基準に多くの点で適合しておらず、経年劣化に伴う修繕が繰り返され、毎年多額の費用を要している。また、松元、中央及び谷山学校給食センターの管内における飽和化等の課題を早

急に改善し，子どもたちの健やかな成長を支える安全・安心で持続可能な給食が提供されるよう，早期に本件事業を施行する必要がある。

したがって，本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は，本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また，収用の範囲は，全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから，収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって，本件事業は，土地を収用し，又は使用する公益上の必要があると認められるため，法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり本件事業は，法20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

鹿児島市教育委員会事務局教育部保健体育課